１．件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（２号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
２．日時：令和３年５月１８日（火）１３時３０分～１５時３０分
３．場所：原子力規制庁　６階会議室
４．出席者
原子力規制庁　原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、髙木技術参与
審査グループ　地震・津波審査部門
江嵜企画調査官、千明主任安全審査官
検査グループ　専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社　福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所　担当５名（テレビ会議システムによる出席）

５．要旨
〇東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（２号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。
- 原子力規制庁からのコメントへの回答
  - ✓ 燃料取扱設備の耐震設計に適用する減衰定数
    - ✧ 振動特性試験及び加振試験での加速度計測点／減衰定数算定方法
    - ✧ 燃料取扱機及びクレーンにおける減衰定数の変動要因
    - ✧ クレーン耐震設計に適用する減衰定数
      - ● 吊荷荷重を考慮して換算した設計震度近傍の減衰定数（加振試験で求めた値）を上回らないように減衰定数を設定する。
  - ✓ 燃料取扱設備に適用する許容応力
  - ✓ ２号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台に係る確認事項

〇原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について、
- クレーンの減衰定数について、ブームは多層構造であり外側の層が旋回台に固定される構造であるのに対し、今回の加速度測定点は可動する内側の層であることから、外側と内側の層の安定度の違いを踏まえ、吊荷の影響について更に考察を加えた上で、保守的な設定となるように検討すること。
- 燃料取扱設備に適用する許容応力について、基準地震動 Ss に対する波及的影響の確認方法と併せて、その設定の考え方を改めて整理して説明すること。
- ２号機燃料取扱設備等に係る確認事項について、確認内容と判定基準の不整合等が見られるため、全体の記載内容を確認の上、必要に応じて修正すること。また、判定基準に記載されている許容範囲について具体的に説明すること。

等を求めた。

６．その他
資料：
- ２号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について

✓　添付資料５　確認事項について